

瑞浪市雇用安定支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、労働者の雇用の安定及び市内事業所を有する事業者の経営に係る負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症により急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、これに伴いその雇用する従業員を休業させた事業者に対し、予算の範囲内において瑞浪市雇用安定支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国の助成金 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3の規定に基づき中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に支給された雇用調整助成金（令和2年3月10日付け職発0310第2号厚生労働省職業安定局長通知に基づく緊急特定地域特別雇用安定助成金を含む。）をいう。
- (2) 判定基礎期間 雇用保険法施行規則第102条の3第1項第2号イ（5）で定める判定基礎期間又はそれに類する期間をいう。
- (3) 特例期間 令和2年1月24日から同年3月31日までの期間をいう。
- (4) 緊急対応期間 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件すべてに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に国の助成金の申請を行う適用事業所を有するもの
- (2) 雇用する従業員について、特例期間又は緊急対応期間に休業等を行ったことにより、国の助成金の交付の決定を受けているもの

(3) 休業手当全体の助成率10分の10の国の助成金を受けていないこと。

(4) 市税を完納していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとし、中小企業者一社あたり100万円を上限とする。

(1) 判定基礎期間に特例期間を含み、緊急対応期間を含まない場合は、国の助成金額に20分の3を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、一人当たりの日額の上限は、補助金の額と国の助成金の額の合計が8,330円とする。

(2) 判定基礎期間に緊急対応期間を含む場合は、国の助成金の額に8分の1を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、一人当たりの日額の上限は、補助金の額と国の助成金の額の合計が13,500円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国の助成金の支給決定の日から30日以内に瑞浪市雇用安定支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、30日を超えて申請できるものとする。

(1) 国の助成金申請に係る提出書類（支給決定額の内訳を確認できる書類）の写し

(2) 国の助成金の支給決定通知書の写し

(補助金の交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条による申請があったときは、内容を審査し、適正であると認めるときは、瑞浪市雇用安定支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに、当該補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又

は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 国の助成金の返還が命じられたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助金の交付について不正の事実があったとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(読替規定)
- 2 施行日までに国の助成金の支給決定がなされている場合に限り、第5条の「国の助成金の支給決定の日」を「施行日」と読み替えるものとする。

附 則（令和2年10月8日告示第124号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞浪市雇用安定支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年9月30日から適用する。

附 則（令和2年12月25日告示第177号）

この告示は、告示の日から施行する。